

奈良教育大学紀要委員会規則

平成16年4月1日
制 定

改正 平成17年4月21日規則第39号

改正 平成20年5月29日規則第53号

改正 平成23年3月24日規則第22号

改正 平成27年7月29日規則第39号

改正 平成29年7月21日規則第17号

(設置)

第1条 奈良教育大学教授会規則(平成16年奈良教育大学規則第201号)第9条第2項の規定に基づき、奈良教育大学紀要委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、紀要に関する次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 編集に関する事
- 二 発行に関する事

2 紀要の編集及び発行に係る要綱については、別に定める。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副学長(研究担当)
- 二 次の各講座から互選された教授 各1人(センター担当教員を除く。)

学校教育、国語教育、社会科教育、数学教育、理科教育、音楽教育、美術教育、保健体育、技術教育、家庭科教育、英語教育及び教職開発

- 三 教育研究支援課長

2 前項第二号の委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第二号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(教授会の承認)

第8条 委員会で決定した重要な事項は、教授会に諮り、承認を得なければならない。

(事務の処理)

第9条 委員会に関する事務は、教育研究支援課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(規則の改廃)

第11条 この規則の改廃は、教授会及び教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年規則第39号)

この規則は、平成17年4月21日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年規則第53号)

この規則は、平成20年5月29日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年規則第22号)

この規則は、平成23年3月24日から施行する。

附 則 (平成27年規則第39号)

この規則は、平成27年7月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年規則第17号)

この規則は、平成29年9月1日から施行する。